

第6波における医療提供体制


資料4 - 1

第5波までに整備した体制【基盤】

自宅・宿泊療養

自宅療養者に対する電話診療のほか往診、訪問看護などの体制の強化

無症状・軽症




酸素投与の必要がない患者
※医師が必要と判断した場合は、入院

パルスオキシメーター
健康観察アプリ (こびまる)

重点医療機関等

機能分化（要介護、透析、妊婦・小児等）を進めることで、役割分担を明確化し、医療機関の負担軽減

中等症



酸素投与が必要な患者
(人工呼吸器・ECMO以外)

重症



酸素投与が必要な患者
(人工呼吸器・ECMO)

第6波における体制整備【強化】

経口治療薬の処方体制の整備

国で薬事承認済み（令和3年12月24日）

・入院患者

⇒院内処方にて対応

・外来患者、自宅療養者

⇒医療機関から対応薬局に処方箋を送付し、対応薬局から療養先へ薬剤を配送（対応薬局は226か所に在庫配置済。今後約250か所まで拡大予定。）



外来診療体制の強化

市内9か所に陽性患者の外来診療体制を整備
(令和4年1月11日から運用開始)



抗体薬（点滴）の投与体制の再整備

中和抗体薬（ゼビュディ）の活用促進

ワクチンの追加接種（3回目）